食料・農業・農村政策審議会食糧部会議事録

平成２０年７月３０日

農林水産省

目　　次

１、開　会 …… 1
１、新任委員の紹介 …… 1
１、部会長あいさつ …… 2
１、総合食料局長あいさつ …… 2
１、議事の進行について …… 3
１、議　題
（1）米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針の策定について …… 4
１、閉　会 …… 35

開　　会

○村井需給調整対策室長　予定の時間が参りましたので、ただ今から食料・農業・農村政策審議会食糧部会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の委員の皆様の出席状況でございますが、岩崎委員、佐々木委員、立花委員、冨士委員、藤井委員におかれては所用により御欠席との連絡をいただいております。なお、竹内委員におかれては若干遅れてお見えになるようでございます。

結果、全体の３分の１以上の委員の皆様に御出席いただいておりますので、食料・農業・農村政策審議会令第８条の規定により、本部会は成立しておりますので、御報告させていただきたいと思います。

新任委員の紹介

○村井需給調整対策室長　続きまして、事務局から、新たに御就任された臨時委員を御紹介させていただきます。

今般、中村臨時委員から、当部会臨時委員を辞任する旨の申し出がございました。これに伴いまして、今回、佐々木明久日清製粉株式会社取締役社長が食糧部会の臨時委員として新たに御就任されました。

なお、本日は所用により、佐々木委員は御欠席でございますけれども、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、この後の議事進行につきましては、林部会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

部会長あいさつ

○林部会長　承知しました。

委員の皆様にはお忙しい中、また暑い中お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

本日は、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針（案）」につきまして、御審議いただくことになっております。本部会につきましては、審議会議事規則第３条第２項の規定により、会議は公開ということになっています。

また、本部会の皆様の御発言につきましては、議事録として取りまとめた上、公開させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

総合食料局長あいさつ

○林部会長　それでは、まず、開会に際しまして、町田総合食料局長よりごあいさつをいただきます。

○町田総合食料局長　総合食料局長でございます。開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方、大変お忙しい中、本当に暑い中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

最近の食料をめぐる状況につきましては、委員の皆様方も御案内のとおりでございまして、様々な要因を背景としまして、世界的に穀物価格が高騰するということで、需給逼迫の懸念が高まっているのではないかと考えております。こうした点を背景としまして、この５月に、政府の食料・農業・農村政策推進本部におきまして「21 世紀新農政 2008」を定めたところでございますが、この中におきましても、国内における食料供給力の強化策ということで、米粉とか飼料用米などの新たな米利用の本格化が示されたところでございます。

当省としましても、将来にわたりまして国民の皆様に食料を安定的に供給していくためには、この貴重な食料生産装置である水田の有効利用を図りまして、米を御飯としてだけでなく、米粉としてパンまたは麺類などに活用する取り組みを本格化するとともに、飼料として活用するための課題に積極的に取り組みまして、食料自給率の向上をはじめとした

食料供給力の強化に向けて繋げていくことは大変重要であると考えているところでございます。このため、現在はもちろん今後とも、水田における生産調整をはじめとして、供給過剰になりがちな主食用米から、麦、大豆、飼料作物、新規需要米への生産転換を促しているところでございます。

こうした中、現在進めております平成 20 年産の生産調整でございますが、昨年末に決定した「当面の生産調整の進め方」に基づきまして、従来からの産地づくり交付金に加えまして、「地域水田農業活性化緊急対策」――緊急一時金でございますが、これを活用しながら、農協系統などと行政が適切に連携することによりまして、全都道府県、全地域で生産調整目標が達成できるように取り組んできているところでございます。

しかしながら、各県水田農業推進協議会の６月中旬現在でございますが、その中間報告によりますと、20 年産の主食用米の作付目標面積に対して、全体として２万 9000ha 程度オーバーしている結果となっているところでございます。この状況については、米価低下の要因になる可能性もあるということで、今後、生産調整の達成に向けまして、収穫ぎりぎりまで、あきらめることなく取り組んでまいりたいと考えております。

他方、米の消費動向でございますが、小麦製品を含めた食料品全般の価格が上昇する中で、比較的価格の安定している米の消費が増加傾向にあります。こうした傾向は今後どうなるか、今後の需要動向については、さらに注視していく必要があると考えているところでございます。

本日は、このような需給状況を踏まえまして、先ほど部会長から御紹介がありましたように、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針（案）」についての御審議をお願いすることとなっております。委員の皆様方には忌憚のない御意見、御助言を賜りますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○林部会長　ありがとうございました。

議事の進行について

○林部会長　それでは、本日の議事の進め方について確認いたします。

本日は、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針（案）」につきまして、まず事務局から資料の説明をいただき、委員の皆様から御意見、御質問を頂戴した上で、適当であ

るかどうか決議したいと思います。

事務局並びに委員の皆様におかれましては、限られた時間内で効率よく議事が進められるよう、円滑な進行に御協力をいただきたいと思います。

また、全体としては 12 時頃までに終了する予定で進めたいと思いますが、このような取り進め方でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○林部会長　ありがとうございます。それでは、そのように進めてまいります。

議　題

（1）米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針の策定について

○林部会長　では、早速ですけれども、農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に諮問のありました「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）」について、事務局から諮問文書の読み上げを行っていただき、引き続き、資料についての説明をいただきたいと思います。

○枝元計画課長　計画課長の枝元でございます。よろしくお願いいたします。

基本指針につきまして御説明したいと思います。

この基本指針については、御案内のとおり、平成 16 年に食糧法を改正しまして、計画流通から基本指針という格好になり、お米白書というようなイメージを持ちながら、毎年３回策定、変更しまして、米の生産・流通・消費にかかわる広範な情報を、国民また農業関係者の皆様方に広く提供してきたところでございます。

しかしながら、本来の基本指針の内容でございます食糧法に掲げる事項と、そうでない事項とが非常に混在しておりまして、部会での私の説明も長くなりますし、委員の皆様方の審議も拡散するということで、食糧法に定める基本指針の記載事項について十分な時間をとって御議論いただくことができないという課題がございました。

そのため、お手元に配布の、今から御説明いたしますが、今回より食糧法の第４条第２項に定める事項のみを基本指針の内容として、大臣のほうからきちんと諮問する、また御審議をいただくことにしたいと考えております。

それ以外の米にかかわる広範な情報については、これまで指針の中に盛り込んでいたような情報とか、もっと新しい情報とかを参考資料ということで取りまとめてございます。

後ほど重要な情報と思われるものについて御説明させていただきたいと考えております。それで、審議会の議事運営の明確化を図る観点から、農林水産大臣より審議会に対して諮問し、答申をいただくということでございます。

資料１がございます。諮問の写しを読み上げさせていただきたいと思います。

食料・農業・農村政策審議会会長　殿

農林水産大臣

諮　　問

米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針の策定について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第 113 号）第４条第４項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

このように諮問させていただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、資料２の「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）」、随分薄くなったと思いますが、これとあと参考資料ということで「最近の米をめぐる関係資料」を適宜活用しながら、基本指針について御説明させていただきたいと思います。

資料２の目次にございますとおり、第１、第２、第３、第４、あと参考統計表をつけておりますが、これが食糧法に基づいて基本指針として定めるべき中身でございますので、このように整理して記述しております。

１ページですが、第１で、米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針でございます。

米穀の需給及び価格の安定を図るため、需給の適確な見通しを策定して、これに基づき、整合性をもって、生産調整の推進、供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行う。

このうち、生産調整の円滑な推進については、農業者・農業者団体が行政と適切に連携して生産調整目標の達成に向けて取り組むとともに、水田を最大限に活用するため、主食用米の需要拡大、「米粉」とか飼料用米等の新たな米利用の本格化に取り組むという方針を掲げております。

局長のごあいさつの中にもございましたが、ここの部分については、昨年の 11 月以降いろいろ御議論いただきました。生産調整の状況等について、参考資料で御説明したいと思います。最近の米をめぐる関係資料のほうですが、既存の資料をまとめているものでご

ざいます。下の真ん中のところに通しのページで打っております。

まず、生産調整については 135 ページからですが、昨年 11 月から、また３月の本審議会でもいろいろ御議論いただきました。それについての状況を簡単に御説明したいと思います。

135 ページでございますが、生産調整について、どのようなことをやってきたかということを時系列的にやっております。全国生産者団体、卸の団体の方々、小売業者、また行政ということで、あらん限りの知恵を絞っていろいろなことをやってまいりました。

次に 136 ページから 137 ページは、いわゆる重点７県と言われていますが、なかなか生産調整がうまくいかない重点７県に対して、どのようなことをやってきたかということでございます。

139 ページから、若干きちっと御説明したいと思います。139 ページが現在の水田の使われ方の状況でございます。平成 15 年、これまではネガのほうで配分しておりました。約 270 万 ha の潜在的な水稲作付面積がありましたが、平成 16 年からポジのほうに配分が変わりまして、平成 19 年、約 30 万 ha の定着した部分、要は水田として復活しない部分については除きまして、水田面積は現在約 239 万 ha ということでございます。

平成 19 年の状況を見ていただきますと、主食用の水稲作付については 164 万 ha ございますが、過剰の作付がこのうち７万 ha あった状況でございます。麦、大豆、飼料作物が約 10 万 ha ぐらい、野菜 12 万 ha、その他様々な作物 10 万 ha。あと地力増進作物とか、水張りと言われる調整水田が約 20 万 ha ということでございます。

平成 20 年、約 75 万 ha の生産調整を 10 万 ha 拡大するということで、約 85 万 ha の拡大、生産調整ということでいろいろな取り組みを行ってきたところでございます。

次に 140 ページでございます。先ほど局長からごあいさつの中で御報告しましたとおり、現状でございます。各都道府県の水田農業推進協議会の６月中旬現在での中間報告について、左下ですが、主食用の水稲の作付見込み面積については、作付目標よりも、より多くお米をつくられていると申告されている県が 17 県ございまして、これを合計すると約 4.4 万 ha 程度でございます。

他方、②でございますが、超過達成ということで、生産調整をより深掘りしてやられているのが、申告ベースで 30 都道府県ございます。これで約 1.5 万 ha さらに生産調整を深掘りするという報告をいただいておりまして、その合計として、結局目標オーバーとしては 2.9 万 ha 程度、水稲の作付が目標に対しオーバーしているのではないかというのが都

道府県からの報告でございます。

なお、(注)のところに書いてございますが、いわゆる乖離と言われる問題がございます。これは私ども統計の面積を使って水田面積を把握しておりますが、各都道府県もしくは市町村において把握している水田の面積と私どもの統計の面積に乖離がございます。これが19年の時点で5.1万haございました。これは統計の面積よりも、各地方、協議会のほうで押さえている自分の水田面積が約5.1万ha少ないという状況がございます。

ここについては現在、各市町村とか共済、地域の水田協、私どもの農政事務所、現地の確認をしたり衛星写真を使って、この乖離の解消に努めているところでございます。現時点で約１万ha程度、その実態は明らかにできたんですけれども、現時点でもまだ４万ha程度乖離がございます。この乖離の状況において、この乖離部分が水田でありそこに水稲が作付けられているとすれば、先ほどの2.9万ha程度の過剰分については、より過剰が多くなるという格好になるわけでございます。引き続き乖離の解消に努めたいということでございます。

なお、参考として緊急一時金、いわゆる500億の補正予算の執行見込みについては、約10万haの生産調整拡大目標に対して、この緊急一時金使いまして生産調整を拡大した面積については、現時点で2.5万ha程度となっております。

以上が生産調整の状況でございます。

その中身でございますが、145ページと146ページだけ簡単に御説明しておきたいと思います。

145ページは、生産調整をどういう方々がやられていて、どういう方々がやられていないかということですが、これは中小規模の方と大規模の方に分けて推計したものでございます。大規模農家の方で転作に御協力いただけない方は確かにいらっしゃいます。そういう方々がよく目立ちますが、現実はここにあるとおり、生産調整未達成者の75万1000人、38万1000haについて見ていただきますと、１ha未満、いわゆる小規模な農家の方が65万7000人、19万4000haということで、それぞれ26%、12%を占めるということで、生産調整の過剰問題については、こういう小規模な方々がなかなか御参加いただけない状況になっていることが見てとれます。

146ページが、生産調整の実施されている方、非実施されている方の意識として、どういうことがあるかということでございますが、実施されている方々については、共通のお話として地域社会の和が重要だとか、農協ときちっとやっているというお話がございます。

大規模な方は、当然ながら米価が下がれば、経営ダメージが大きいということで、生産調整は必要だ。また収入減少影響緩和対策等のメリットを受けるために、やる必要があるという経営的な理由で御参加いただいている。

非実施、参加いただいていない方については、真ん中に中小規模、大規模共通の御意見として、米以外のものを栽培できないとか、米以外の栽培する技術確立が非常に難しい。産地づくり交付金について、メリットが感じられない。収入減少影響緩和対策についても、十分なメリットと感じられないということ。いざとなれば、政府が米価対策を打つ可能性が高いので主食用米をつくり続けたほうが得だ。ほかの人がやれば自分がメリットを受けられる。逆に、生産調整に参加しても、ほかの人がやっていないのでバカを見るとか、そのようなお話がございます。

中小規模の方々で参加いただけない方々については、兼業先収入が十分でない中で、米の収入もそこそこ重要だ。庭先までちゃんと業者が来て買ってくれるというお話。数年後にはリタイアし、後継者もいないから、それまでは同じようにやりたいというお話でございます。

大規模な方は右側の欄でございますが、有利な消費者直売など確保しているので、販路を失われることになる。また、米価が下がっても自己責任なんだということ。ペナルティー的に高い転作率となっていて、100％達成できないということ。

今回いろいろと推進する中で、このような御意見をいただいたところでございます。

７月の指針を今から御説明しまして、需要の見通しを御説明しまして、11 月に需給状況を見ながら、また翌年の生産調整について御議論いただくことになるわけでございますが、こういう御意見等踏まえて、どういうふうにしていくかということを私どもとしても検討していきたいと考えております。

以上が、生産調整の状況でございます。

参考資料の６ページに戻っていただきまして、これは先ほど局長のごあいさつの中で触れられました、「21 世紀新農政 2008」でございます。この中で、国際的な食料事情を踏まえた食料安全保障の確保ということで、（2）に国内における食料供給力の強化ということで、米粉や飼料用米などの、米利用の新たな可能性を追求していくことが書いてございます。

また、７ページの消費者の「食」への信頼確保と食生活の充実ということで、その（2）米を中心とする食生活の実践に向けた取り組みということで、食育の一環として、米を中

心とする食生活。また、「めざましごはんキャンペーン」、「朝ごはんビジネス」等を推進していくということを書いてございます。また、骨太方針等でも、米粉、飼料用米等が触れられているところでございます。後ほど御覧いただければと思っております。

以上が、基本指針の第１、米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針に書きました生産調整の状況なり水田の活用という観点で、参考資料を使って御説明しました。

続きまして、第２、米穀の需給の見通しに関する事項で、７月の指針においては、ここが一番のメインになろうかと考えております。

１の（1）ですが、需要実績について解説しております。米穀の需要実績については、前年７月から当年の６月までの１年間について算出する。対象米穀については、国内で生産された水稲うるち及び水稲もち米から、生産調整のカウントとなる加工用米なり新規需要米を除いた米穀（以下「主食用米等」という。）を対象としております。

（2）は需要実績の算出の方法ですが、表１の算出方法で従来からやってきているところでございまして、平成 19 年７月から 20 年６月までの需要実績でございます。

①で民間流通米の需要実績については、19 年６月末における民間の在庫量に、19 年産の米の生産量を足します。これで供給量が出ます。それから、20 年６月末の民間における在庫量を差し引くということで、市場に流通している需要実績が出ます。政府については、19 年７月から 20 年６月までに主食用として政府の備蓄米を販売した数量です。この①と②を足して、19、20 年の需要実績が算出されるわけです。

２ページですが、この手法に基づいて、平成 19 年７月から 20 年６月の需要実績の速報値を表２に載せております。

①民間流通米の需要実績ですが、去年の６月末在庫量が 183 万 5000 トンでございました。水稲の収穫量、生産量が 870 万 5000 トンでございました。それを足し上げまして、あとは引くほうですが、加工用米の需要量が 16 万 5000 トン、あと政府買い入れは去年 11 月にお決めいただいた 34 万トンを差し引き、かつ今年の６月末の在庫量 162 万 5000 トンを差し引きまして、民間流通米における需要実績が 841 万 1000 トンでございます。

②は政府備蓄米の需要実績でございますが、11 月の指針において御議論いただきまして、販売抑制という形で進めてきております。６月までに 11 万 7000 トン販売しているところでございます。この両者を足して、需要実績が 852 万 8000 トン、約 853 トンということです。これは 18 年、19 年の需要実績が 837 万トンでございましたので、去年よりも約 16 万トン需要実績が伸びております。

これについては、お米の消費、需要が伸びておるということでありまして、基本指針本体の６ページですが、お米の購入数量については家計調査を参考資料として載せております。2007 年７月から 2008 年６月までをターゲットにしているわけですが、去年の 12 月までは家計調査を見ても、対前年同月比で増えたり減ったりということですが、今年に入ってから非常に好調にお米が売れていることが御覧いただけると思います。６カ月連続でこのように増加している、去年よりも増加しているのは、本当に近年にない状況でございます。

そのようなこともありまして、今御説明しました 19 年、20 年の需要実績については 853 トンということで、18/19 年に比べて 16 万トン増えている状況でございます。

以上が、需要実績の速報でございます。

それから、(4) につきまして、３ページの表３は都道府県ごとの需要実績でございます。説明は割愛させていただきます。

これに基づいて、３ページの２番でございますが、平成 20/21 年、今年の７月から来年６月までの需要の見通しをつくるというのが、まず７月の最大の課題でございます。これを踏まえていろいろなことを 11 月等で決めていくことになります。

この需要見通しの算出に当たっては、16 年７月に作成しました最初の基本指針において、いわゆるトレンド（回帰式）で算出することにしております。ここについては変えてございません。できるだけ客観的にやっております。

この回帰式に基づいて、４ページの上のほうでございますが、平成８/９年から 19/20 年まで、先ほど御説明した 853 トンまでの数量を入れて回帰させますと、右のグラフにあるとおり、マイナス 8.0364、約８万トン年間で減少するという回帰式になるわけです。Ｒの２乗、決定係数についても 0.84 ということで、十分とは言えないけれども、どの程度当てはまりがよいかという尺度の意味でも、それなりに当てはまっているのではないかということで、この回帰式について変更する必要はないだろうと思っております。この回帰式でいくと、20/21 年の需要見通しについては 830.9 万トンでして、表４にあるとおり、速報値で 831 万トンというふうに見通しているところでございます。

この 831 万トンですが、去年の 11 月時点で試算しました 20/21 年の主食用の需要量を 819 万トンと算出しておりましたので、831 万トンとするといわゆる上方修正であります。11 月に計算したものからすると、先ほどから申し上げた需要が伸びていることもあり、この需要の見通しは上方に修正されたことになろうかと思います。今後、この７月で策定を

速報値として出しまして、11 月に向けていろいろな数字を精査して確定していく作業、見通しとして決めていく作業になるわけでございます。

以上のことに基づきまして、５ページの表５が平成 20/21 年の主食用等の需給見通しでございます。全体需給として、20 年６月末の在庫が 262 万トン、20 年産の主食用米の生産量、これは生産数量目標そのものですが 815 万トン、供給量計として 1077 万トンとなります。それからDですが、２で算出し、今御説明しました 831 万トンということで、21 年６月末の在庫は 246 万トンになろうかと思います。

これは、20 年６月末の 262 万トンの在庫から、当然需要が増えているという意味で在庫が減りますけれども、国民の食料の安定供給という観点で、非常に危機的な在庫量の状況ではない、安定供給には支障がないと、現時点では見通せるのではないかと考えております。

以上が、需給見通しの関係でございます。

第３として、備蓄の目標数量でございます。１に書いているとおり、備蓄の目標数量については、その供給が不足する事態に備えて、備蓄運営研究会でいろいろ御議論いただいたとおり、６月末時点での在庫量 100 万トン程度を適正水準として保有するという方針は変えておりません。

平成 20/21 年の備蓄運営方針ですが、政府備蓄米については、相当部分を新しい 17、18、19 年産が占めております。また、今御説明したように在庫数量が当面の安定供給に支障がない水準であることを踏まえて、適切に行いたいと考えております。

現在の政府在庫の状況ですが、指針本体の８ページに年産構成を示しております。17 年が 39 万トン持っております。18 年が 25 万トン、19 年が 34 万トンということです。16 年産以前は１万トン持っておりますが、これは事故品等もございまして、そういう意味からすると 17、18、19 という非常に新しいお米で構成されているのがお分かりいただけると思います。

５ページに戻っていただきまして、そのような水準であることを踏まえて、具体的には備蓄運営研究会のほうで御決定いただいております備蓄運営ルール、回転備蓄の適正かつ円滑な運営を図る観点から、実際の販売数量が計画を下回ることが見込まれた場合は、販売見込数量との差について、その相当数量を政府買入数量から減ずるという基本的な備蓄運営ルールに基づいて、20/21 年についても対応していきたいと思っております。

100 万トン持っておりますので、備蓄運営研究会におきまして、現実はなかなかそうなら

ないんですが、基本的に２年ぐらいで回しましょうということですので、販売数量については 50 万トンと仮置きし、買入数量については販売数量の範囲内になりますが、一応 50 万トンと仮置きするということで、今後、需給事情等が変動した場合は、所要の見直しを行うということでございます。

現実には御案内のとおり、ここで数字を置いても、11 月にお米の状況がはっきりして、11 月にいろいろ御議論いただいて、具体的な売買についてお決めいただくことになろうかと思っております。

この観点で、備蓄については、昨年の 11 月及び３月の本部会においてもいろいろと御議論いただきました。その備蓄について、その後の状況について参考資料のほうで御説明しておきたいと思います。

参考資料の 165 ページから、簡単に政府買い入れ以降の状況を御説明したいと思います。

165 ページは、11 月にお決めいただきました政府買い入れ 34 万トンについて、11 月から 12 月にかけてこのような玉を買ったということでございます。34 万トン買いました。

ページは飛びますが、168 ページですが、それによって価格がどうなったかということです。10 月 29 日、いわゆる米緊急対策ということで、買い入れをするという方向性を出し、部会で御決定いただき、買い入れを実施したという格好になります。左のほうを見ていただきますとおり、急激に価格が出来秋で下がった。これに基づいて、線で書いてありますが、この線が緊急対策、いわば買い入れするよということをアナウンスしたものでございます。その後、いろいろな玉について価格が下げ止まっているのが見ていただけると思います。

その後、居どころ修正等ございますが、基本的には 34 万トンの買い入れにおいて、価格が下げ止まったという評価はできるのではないかと思っております。ただ、この価格はセンターの価格でございます。

170 ページから、実際に価格はどう動いているかということでございます。すべてを御説明しませんが、一番左上のきららで御説明しますと、上のグラフはセンター価格、先ほど、下げ止まったというふうに御説明したものでございまして、これは玉により上がり方に差がありますが、きららについては上昇傾向でいっております。

しかしながら、下の線になりますが、今センターにほとんど上場がいただけておりませんので、きららは別なんですけれども、実際にはほとんどの玉が相対取引されております。その相対の価格については、きららにせよ、ひとめぼれにせよ、この辺全部見ていただけ

れば分かると思いますが、ほとんど変わっておりません。買い入れを行いまして、センターという入札における価格は下げ止まったけれども、大宗を占めている相対については、そんなに価格は変わっていない状況がお分かりいただけるかと思っております。

他方、172 ページですが、全国の出荷団体、全農さんと全集連さんでございますが、これの販売進度については、19 年産と 18 年産を比較していただきますと、今年は政府買い入れ等の効果もございまして、非常に早い進度で販売が進み、２月末には、多くの銘柄が100％となった状況があります。

そういうことからしますと、米の取引という面では、取引の円滑化に寄与したと考えられますが、その 34 万トンの買い入れ実態は、農家のほうの価格として本当に寄与したのかということになりますと、センター価格は上がったものの、その大宗を占めている相対がそんなに変わっておりませんので、この 34 万トンが農家の手取りという面で、農業・農村の活性化の観点で本当に寄与したのかどうかということについては、私どもとして若干の疑問を持ちつつ検証していくことが必要ではないかと考えているところでございます。

173 ページでございますが、先ほど申し上げた最近の米需要の動向は、増えているということで、いろいろな業界からの聞き取りでございます。食料品全般の価格が上がっている中で、米の価格安定性もあり、家庭を中心として非常に好調である。また、「めざましごはんキャンペーン」のように、各生産団体、販売業界、卸の団体の方々にいろいろ御協力いただきながら今一体となって進めておりますが、そのような効果もあり、カレー、お茶漬け、のり、そういう御飯関連商品とセットでいろいろな販促を行い、それがさらに売り上げるにつながっている状況もあるということでございます。

ただ、このような短期間の状況ですべてを判断できませんので、これからもきちっと注視しながら状況を分析し、この動きをどのように我々としてさらに後押しできるのか、考えていきたいと思っております。

174 ページ、175 ページは後ほど御覧いただければと思います。これは多分初めて御覧いただく資料だと思います。現在、お米がどういうルートでどういうふうに流れているか、私どもが持っている資料で推計した部分がございますが、非常に詳しく分析しました。当然ながら、昔の食管、計画流通の頃から非常に大きく変わっているのが御覧いただけると思います。ぜひ一度お目通しいただければと思っております。

177 ページ以降は、去年の 11 月に、政府米を販売抑制ということでお決めいただきましたけれども、先ほど申し上げたとおり非常に契約進度が進んだということで、センターに

対する上場がなくなったということ、あと一部卸の方々から、一部の銘柄について 19 年産米の不足が懸念されるということ、そのようないろいろな御意見がございました。177 ページにございますが、いわゆる試行販売ということで、19 年産も含めて販売を若干ながら開始したところでございます。その時々の価格の情報が載っている資料でございます。お米が非常に好調に売れていることもありまして、価格は非常に高い価格で政府米の試行販売も進んでいる状況でございます。

以上が、第３の備蓄に係る観点の状況の御説明でございます。

最後でございますが、本体の５ページの第４のところでございます。米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項ということで、いわゆるＭＡ米でございます。この基本指針を含めまして、７月から６月を１つのターゲット、目処として、いろいろな見通し、いろいろな物事を決めるわけですが、ＭＡ米については、４月から３月という年度で輸入数量等を管理しておりますので、ここに書いてあるとおり、20 年３月の作成の基本指針において定めたとおりといたします、ということでございます。

具体的には、３月の指針に書いてございますが、新しいラウンド交渉が決着するまでの間は、ウルグアイ・ラウンドで決められた数量を輸入する。ミニマム・アクセスとして輸入するということでありまして、77 万トンを 20 年度についても引き続き輸入することを御決定いただいたところでございます。ＷＴＯはいろいろ不調になったようでございますけれども、それが決着するまでの間は、この 77 万トンということでいくということでございます。

あとＭＡについて、現状がどうなっているかというのが、本体の 12 ページ、最後の部分でございます。平成７年からＭＡの輸入を始めまして、865 万トンの輸入がございます。ここに載っているような販売に使ってきておりまして、加工用、援助用を中心としながらやってきております。現在、在庫が 129 万トンでございます。去年の７月指針で公表しました 19 年３月は、175 万トンの在庫がございました。飼料用の 104 万トンでございますが、飼料用に去年好調に約 65 万トン程度売れたこともありまして、在庫が去年の３月の 175 万トンから 129 万トンに減少している状況でございます。

以上、基本指針の御説明でございます。

○林部会長　ありがとうございました。

説明いただきました枝元計画課長のお話のとおり、今回から、食糧法に定められている事項のみを内容として、またこの形も、農林水産大臣から審議会に対して諮問されるとい

う手続がとられております。非常にわかりやすくなったと、私自身はそう思っております。食糧部会としても、審議すべき事項を明確にして論議するということは、食糧法が期待している食糧部会の役割を果たす上で非常に適切ではないかということで、委員の皆様にも御理解賜りたいと思います。

それでは、これから忌憚のない御意見、御質問をいただきますが、具体的な事項としては、第１は基本方針ですが、第２の米穀の需給の見通しに関する事項では、非常に幸いなことに、昨年秋に見込んだ 20 年/21 年の見通しは、819 万トンでございましたが、この６カ月間、非常に好調というより堅実な、特に家庭での消費がございまして、819 万トンから 831 万トンに上方修正することが目玉になっております。それから、第３番目の備蓄に関する論議ですが、100 万トン程度を適正水準とすること、また、４番目については、輸入に関する事項ということで、これから御意見、御質問等いただきたいと思います。

どこから論議いただいても結構です。今回、基本指針は非常にすっきりした形になっていますが、何しろ米穀を取り巻く情報というのはたくさんございます。それは関係資料という形できっちりまとめられておりますが、これは決して家へ帰ってから読むだけではなくて、ここで関係資料に関することもぜひ御質問、御意見があればどんどんおっしゃっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

竹内委員からどうぞ。

○竹内委員　１点お伺いしたいことがあるんですが、実施状況の 170 ページ、今御説明がありました昨年の米緊急対策の買入価格に及ぼす影響について、２つの数字が並んでいます。センター価格は下げ止まっている。相対の取引価格はほとんど変化がない。これは何を意味しているかということについて、この価格の問題は非常に大事です。需給価格の安定を図るという言葉が法律に書いてありますが、政府が価格の安定についてどういうことをする必要があるのか、どういう役割を果たす必要があるのか。政府の在庫についての管理の基本的な役割とルールは明確になっているわけですが、それは価格の安定のためとは言いがたいわけです。

ですから、その辺は抽象的に書いてありますが、私の質問は、価格が２つあるというのはおかしいということです。資本市場でも、例えば国債の価格も指標価格というのがあります。これは多数の取引参加者が参考にするものとして、国債のたくさんの銘柄のうち、最も代表的な銘柄について上場されている。そこで集中的な取引が行われている。そこの上場されている取引の実際に取引された価格、これを指標価格として代表選手としてみん

な参考にしている。それ以外のものはもうデーリングでもいっぱい使っているわけで、後者がずっと多いんです。

センターの指標価格の意味合いにどういう意味があるのか。形骸化していて余り参考にならないと考えられるのか。私はこの分野は余り詳しくないんですが、お伺いしたいのは、相対取引価格というのが注にあるように、現実に農家段階から買い取られた実際の価格を集計したものですか。そうすると、これは実際に取引された価格ですね。ところがセンターの価格というのは、これもセンターで上場され取引されている価格なんですか。基本的なことを教えていただきたい。

それから、これがどういう意味を持っているのかというのは、流通の問題としては正確に理解する必要があるのではないでしょうか。というのは生産者からすると、昨年米価が下がってきた。政府が買い入れという形で価格支持政策をしてくれているのかと思った人が多いんです。ところがこれを見ると、実際の取引価格には全然影響しない。政府が在庫管理でいつどういう買い方をするか、売り方をするかということが、実際の取引価格に影響するかどうかはそう簡単なことではない。私がビジネスをやっている担当者だったら、全体状況を見て、先行きを考えて、政府が売ったり買ったりする、それがどういう性格のもので、長続きする話なのか、その場限りではないですが、極めて短期的な対応なのかというのは、ビジネスをやっていればすぐ分かりますよね。そうするとビジネス当事者からすれば、そういう性格のものが売り手と買い手に反映していないというのがこの赤のグラフです。

ですから、この価格についての政府の対応、理解、発言、メッセージは、よほど実態に即応したものでないとちょっと誤解を与えかねないと、そういうことを意味しているのかなと思うんです。そのことも含めて、この２つの価格はどういう意味があるのかということをお伺いしたいと思います。

○林部会長　ありがとうございました。

○枝元計画課長　まず、このセンター価格と相対取引価格とはどういうものかということでございますが、センター価格というのは、コメ価格形成センターにおいて、入札という形で取引されているものの価格でございます。平成 15 年の計画流通制度までは、義務上場という形でなされておりました。ですから、ほとんどの主要なお米についてはこのセンターにおいて、全農さんなり全集連さんという本当の大どころが上場いたしまして、卸さん方がそこで札を入れて買うということです。

これは、どちらかというと全農という巨大な売り手の価格形成力を透明化していこうという発想から、平成２年に始まったものでございます。平成 16 年から米の流通が全部自由化されました。当然ながら、どういう形で、いくらで、だれに対して売るかというのもすべて自由になりました。そういうことからすると、センターに対して義務的に上場する仕組みも、当然ながら自由に流通できる中では取り得ませんので、センターも一取引所という格好になりました。

その後、平成 16 年、17 年あたりはまだ昔のイメージが残っていたということで、ある程度上場されていたんですけれども、18 年ぐらいから急激にセンターへの上場数量が減少しておりまして、19 年産に至りましては、現在４万トン程度になっております。

他方、売る方も買う方も、御意見を聞きますと非常にわかりやすくて、米についてある程度大量に流通するということで、年に１回秋にできまして、安定的に売っていきたい、買いたいということがございます。ただ、入札方式ですと、結局だれがとるかわからない。だから、だれに対してか分かる、顔が見える取引みたいなものが非常に今、どこの産地でとれたどういうものというものが消費者もお好みになりますので、そういう意味からすると、実際にセンターの価格でとれるかどうかよくわからない。また、買ってくれるにしても、だれが買ってくれるかもよく分からないということ等もあります。

そういうことからすると、結局は相対できちっと量と価格を決めて、この産地のこのものをどういうふうにするというような取引形態が主流を占めてきたということでございます。これ自体はおかしな話ではないと思います。

それで、このセンターと相対の関係でございますが、昨年までの指針も非常に細かい数字をお出ししております。結局センター価格は指標価格となっております。皆さん、主要銘柄について大体センターの価格を見て、そこから幾ら引きますというんでしょうか、そういう形で価格交渉をされるということで使われております。

結果としていいますと、センター価格が最も高くなるものですから、ますますセンターで引き取るということが、買い手のほうからすると余りメリット感がないということもあって、それも一つの要因としてセンターでの取引が少なくってきているんだと思います。ただ、これは指標価格という以上は、ある程度のきちっとした量、代表性がないといけないと思っておりまして、私ども現在、センター価格はセンター価格としての取引としてお使いいただくということでやっていただければいいと思っていますが、この相対取引につきまして、現在、できれば主体的にこの相対の価格について公表いただけないかというこ

とも御議論いただいておりますし、政府としては、この相対取引価格を食糧法に基づきまして、きちっと報告徴収という形で法律に基づく価格ということで把握いたしまして、それをできるだけ早い期間で公表することによって、それがある意味指標価格になっていくということも考えていきたいと思っております。

取引当事者のほうでどういう取引をされるか、その主体となっている取引を私どもも価格ということで客観的に押さえ、それを公表する。例えば卵ですと、日経新聞に卵の価格が主体的な取引価格として載ります。これが指標価格になっております。主体的な取引価格をきちっと把握し、提供していくことを我々としてはやっていきたい。その過程におきまして、センターとその相対の報告徴収と並行して走ることになりますけれども、そういう中で価格形成というか取引のあり方の御議論、もしくは取引ですから価格は重要でございますので、その動向を見ながらセンターの位置づけ等については検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○林部会長　どうぞ。

○竹内委員　今の点はこのくらいにしておきますが、私の質問に対するお答えとしては、半分すれ違っているのはやむを得ないと思います。ただ私はこういう状況で、価格についてのコメントはよほど注意されたほうがいいなという気がいたします。今日の御説明でも、政府買い入れによって米の価格は下げ止まったという総括的な御説明がありましたけれども、そういう理解が正確かどうかというのはよく検証する必要がある。実際の取引は赤線のほうが量的に圧倒的に多いわけです。

ですから、コメントとしては、価格について、特に価格の変化について、これは国際的にはクローズの世界でありますから、国際価格の変動を当然ダイレクトに影響は受けていませんね。そのクローズの中における価格といえども、やはり中はビジネスですから、どれが実態だということはあると思うんです。繰り返しになりますが、価格についての政府のコメントというのは、よほど慎重しておいたほうがいいのではないかということ。それから、この指標価格と一口に言っても、これは指標になってないじゃないかというふうにも見られますので、御検討中のいろいろなセンターのあり方、技術的な問題等も含めて、両者の関係についてさらに検討を深めていただく必要があるのではないかと思います。

全般的にはきょうの御説明は、いろいろ国際的な状況の変化はありますけれども、国外から一応分断された米の市場の管理としては、従来の基本的な考え方にのっとっている、

そのルールの上でつくられていますので、基本的にはこれでいいのではないかと思います。

これについて１つだけ気をつけなければいけないのは、需要の動向だと思うんです。需要の動向が、足元は半年こういうことが起きているということは、これは過去にも何回かありました。米が足りなくなった、不作だというときも、短期間需要が下げ止まったんじゃないかということもありました。昭和 40 年代の後半のローマ危機宣言、あるいは石油価格高騰、一次石油ショック、その頃も確か需要について下げ止まったのではないかという短期的な徴候が出たことがありますけど、結局過去の例では、長期的なトレンドとしては大きな変化は起きなかったというのが今までのことでございます。

今御説明にありましたように、需要の動向についてはもう少し中期的に見守っていく必要があるということが大事かと思います。あとは基本的にはよろしいのではないかと思います。

○林部会長　ありがとうございました。

長期的な傾向については、高齢化、人口減少の傾向は残念ではありますけれども、下方にいくことについては変わっていないと思います。ただ、非常に短期間ではあれ少し持ち直したというのは、それなりにうれしいニュースだという程度の認識ではないかと私も理解しております。

それでは、藤岡委員の後、福代委員どうぞ。

○藤岡委員　竹内委員と重複するかと思いますが、５ページで、６月末の在庫が 262 万トンという数字が出ています。一方、参考資料の先ほどの政府米の販売の単価、いわゆる相対取引と政府米の単価が出ています。これに非常に開きがあるわけです。実際に 262 万トンの在庫が市中にあるということになりますと、私はこの時点でこのぐらいの開きがある、高い値段がつくというのは、ちょっと異常な事態じゃないかと思っているんです。

というのは、先ほど転作面積の乖離の問題もありましたが、実際の作況指数が、果たして生産量が適正なのか、私はもう一度検証してみる必要があるのではないか。実際はこのぐらい市中には玉がないんじゃないかと思っております。でなければ、こういう異常な値段をつけるのは非常におかしい。でなければ、どこか一部の大手がまとめて持っているとかそういう状況でないと。相対取引に非常に乖離がある。

政府米の販売に対しては、試行的に今回３回ほどやりましたけれども、ある一定のルールなりガイドラインを設けないと、いつどのぐらいの玉が出てくるのかというのが非常に不透明で、不信感を招きかねないんです。したがって今後は農水が、乖離ももちろんです

が、販売に対しては、ある一定のルールなりガイドラインを設けないと不信が募るのではないかと思いますが、この辺についてどうお考えですか。

○林部会長　それでは、お答えいただく前に、まず福代委員からお話をお聞きしたいと思います。

○福代委員　関連になると思いますが、まず乖離に関してですが、141 ページにございます。ここでは 2.9 万 ha 程度に加えまして、市町村等のデータの乖離がまだ４万 ha あるということですね。合わせると７万 ha になるということでしょうか。このままでは 20 年産米の需給が大幅に緩和されることも想定されるのではないか。そこらあたりをもう少しきちんと詰めていただきたいと思います。

それから、過剰作付けに関してですが、計画生産は実効確保に向けて、生産者もそれから今回は行政もきちんと自己確保に積極的に取り組んでいただいていることは大変感謝申し上げます。ですけれども、生産調整未実施者の誘導がうまくいっていないことは確かでございまして、ＪＡの手の届かないところをもう一度きちんと強化していただきたいというお願いがございます。

もう既に 20 年産米は作付けされておりますので、新規需要米や青刈り等への誘導転換など限られている中ですけれども、未実施者や米を取り扱う業者の方へ、できるだけ農水としても、県・市町村行政が出来秋までに最大限の取り組みを実施するように御指導をよろしくお願いいたします。

それともう１点、先ほど竹内委員がおっしゃいましたけれども、需要が今回 16 万トン増えたということは非常に喜ばしいことです。これは小麦等を中心とした食品価格の上昇によるもので、恐らく短期的なものではないだろうかと推察されます。しかし、これを長期的に消費拡大は進めていかなければならないことです。

先般も申し上げましたけれども、今回は参考資料の７ページに出ておりますが、21 世紀新農政 2008 のポイントです。食と農のつながりの深化に向けた取り組みとして、学校給食や企業の食堂等における地場農水産物の活用の推進を掲げられていますが、やはり米を中心とした日本型の食生活がいかにすぐれたものであるか。御飯の食味、そのおいしさというものを子供たちにきちんと教えて植えつけていかないと将来的に需要拡大にはつながっていかないと考えます。農水省としても、学校給食は市町村に任されているところなんですが、文科省と連携をとりながら、できれば週４回の米飯給食を実施していただきたいし、それから、米粉パンとか米粉の麺等も積極的に導入できるような策もあわせてとって

いただきたいと思います。

それともう１点、今いろいろやっていただいておりますけれども、農業は大変厳しい状況です。何ページだかちょっと出てこないんですけれども、確か供給コストが２割程度削減されていると出されております。これの努力も本当に限界なんです。現場では、もうそろそろ米もつくるのは終わりだね、という声がどんどん聞こえてくるような状況です。米もですけれども、自給率を上げていくためにいろいろナラシ等とっていただいているんですが、今後もきちんと施策を図っていただくようによろしくお願いいたします。

以上です。

○林部会長　ありがとうございました。

それでは、木村委員どうぞ。

○木村委員　先ほど藤岡委員もお話をされたんですが、生産量のつかみ方が適正かどうかというのは、１つそれを指標にしながら我々も当年度の需給見込みを立てており、今年の見込みではどういう買いつけをするか、業者としてはそういうことを念頭に置くわけです。

昨年の場合は、34 万トンの緊急対策という買い上げということが発表されたことにより、確か 19 年産の作況は 99 だったと思いますが、ほぼ平年並みとすれば、前年の数を見て、それから政府の買い上げを見たら、これはちょっと少なくなるなということで、相対取引をできるだけ増やしたいというふうに動いてきたと思います。同時に 34 万トン買い上げということにより、センターへの上場数はグッと減ったというのが、この価格の差になって出てきたと思っております。

それで、実際にこの価格が上がったにもかかわらず市中には余り米が出てこない状況も続き、我々は例えばスーパーマーケットとかコンビニ、そういうところに対して販売していく中において、まずは店頭の棚から品を切らすわけにいかないだろう。こういう状況のときに品切れが店頭で起きれば、当然格好なマスコミの話題になってくるわけですし、我々の責任としてもそういうことはできないということで、そういう意味では必死に店頭から切らさないような努力をしてきたというのがこの緊急対策以降の卸の状況だったのではないかと思います。

そういう意味から言うと、現時点でもまだ価格としては高過ぎる。価格が高くて物が出てこないということは、実際に市中に出てくる米がなくなってきているのではないかと思います。役所のほうも非常に慎重に、環境を見ながら政府米の売却をやられていると思っております。卸の在庫も６月では久しぶりに減ってきているということで、在庫取り崩し

も始まっております。これから 19 年/20 年の端境期に対しては、そこら辺も鑑みながら政府米の売却のほうを適切にお願いしていきたいと思っております。

それから、生産コストの問題は別にして、需給の関係で高い価格が続くことになってくると、それは生産者に対しても、若干政府が買い上げをしてもらえれば価格は需給対策として動くというサインと、それから、この価格で売れるということになったら、せっせとつくって売ったほうがいいんじゃないのというサインとか、いろいろなサインがここから出てくると思うんです。ですから、今の価格状況を考えてみると、ややそこは高過ぎるのではないか。両面から考えられると思っています。それがメインのところです。

備蓄米の運用について考え方をお話ししましたが、この 20 年産というか 21 年度に向けてとなってくると、先ほどのお話のように作付の面積は基本的には過剰の部分がある。統計の農地の部分まで入れると結構な面積になるということですので、生産調整の実効性の確保を政府のほうも考えていかれるということであれば、出口対策のところをおっしゃったような需給調整ということになるのか、集荷円滑化も含めて相当徹底していかないと必ずにじみ出てくるものがありますので、21 年についてはそういうことをお願いしていく必要があると流通としても考えております。

以上でございます。

○林部会長　ありがとうございました。

それでは、神田委員どうぞ。

○神田委員　消費者との関係がちょっと見えにくいなという気がいたします。いつも申し上げるようなことだと思いますが、消費者が何を求めているのかということは、きちんと見て答えるような形が見えることが重要だろうと思います。

特に今いろいろな物価が上がる中で、低価格が求められて、パンからお米に移動しているような現象が見られるということで、ここでも実際に需要実績が上がってきているということです。消費者は何を求めているのかというと、パンに比べてお米のほうが主食として安いのかどうか私はわかりませんけれども、多分安さを求めていると思います。ですから、今はお米に頼りたいというか、期待したいという思いが非常に強いんだろうなと思うんです。ですから、こういった思いにぜひこたえていただきたいと思います。

数字が私にはとても難しくてわかりませんので、大ざっぱな聞き方をしますが、今回の方針の内容が、消費者の今求めていることにこたえられる、具体的に言えば消費者が買う低価格が実現できる内容になっているのかというあたりをはっきりお聞きしたいと思いま

す。先ほどこういった現象は短期的なものだろうというお話もありましたけれども、そういうことではなくて、長期的にお米を普及していくためには非常に重要なポイントだと思っておりますし、お米中心の食生活を広げていくためにはこれも重要だと思います。

それから、第１の基本方針のところで、米粉の需要拡大、飼料用米についても本格的に取り組んでいくということが書かれております。米粉についても、今マスコミで非常に取り上げていますから大分知られてきておりますが、値段にこだわるようですが、まだパンに比べて非常に割高ということがあります。本格的に広げていくことになれば、味が違うから支持されるだろうとか、頭で理解して支持してくれるだろうということではなくて、広げていくためには、パンにも対抗できる価格が追求できる米粉用の米づくりをしっかり進めてほしいなと思います。

それから、飼料用米も新たに本格的に取り組むということですが、私が知っている範囲では、かなり前から政策的に取り組んでいた問題だろうと思いますが、なかなか進まない実態がある。今回これを本格的に取り組むということですので、これまでとどういう取り組み方の違いがあるのか、もしよろしければ一言でもお話しいただければと思います。

以上です。

○林部会長　ありがとうございました。

本当にこのような消費拡大が続けばいいなと思いますが、私がお聞きしている限りは、米が伸びた分パンが減ったということはありません。つまりパンは減ってない。それから、米の消費がふえたということは、家庭で起きていることであって外食産業で起きていることではないんです。これは恐らくすでに分析されているところだと理解しておりますが、これは後からお話しいただきたいと思います。

米濵委員どうぞ。

○米濵委員　食と農業とのつながりで、我々外食産業と日本の農業、水産業、畜産業との連携を深めるという意味で、年に６回、産地見学、産地との交流をしております。今年もまた生産調整をせんといかんという状況なわけです。各地に行きますと、みんな非常にいいものを持っているんです。産地で非常にいい産物があって、我々業者のほうも、契約栽培になるべく持っていくような方向で産地に行って話をするんですけど、やはり時間がかかるんです。そのマッチングする担当というかそういうところがないんです。じっくり取り組む、ＪＡもちょっとお役所的で余り機能していない。何かそこでマッチングさせる機能、そしてまた人材育成が僕は必要なんじゃないか。今外食産業は、特に中国産冷凍ギョ

ーザの問題から、いかに国産化に切り替えるかというのが実際の気持ちです。だけどそのように対応がまだできていない。急に言って急にはできません。

実際には市場外流通でほとんど我々今、外食と内食の比率は 55 対 45 ぐらいになっているんです。外食、中食が 45%もなっているのに、ＪＡさんや、あるいは市場流通という概念ばかりでやっている。相対取引もそういう形に方向は相当なっているんですけど、一部しかない。だからこれをもっと我々、中食、外食、食品加工業も含めまして、海外に今出ているものをいかに取り込むか。それをマッチングさせる機能。そして今温暖化にもなって、それで農業試験場の品種改良も含めて、一緒に契約栽培という概念をもっと強力にできないか。価格についても、我々はいい品質のものを大量に安く買いたいわけです。だけど大量になってないんです。対応ができていないし、一部しかない。

生産調整で、皆さんつくりたいのにつくれない。そこに持っていく推進役を各県で人材も育成しなければいけないし､その推進を何かできないかと常々思っているものですから、ぜひその点をこれから進めていただければ、もっといい食品が外食産業や中食に、国内に流通していくんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○林部会長　ありがとうございました。

青山委員どうぞ。

○青山委員　基本指針につきましては、特に異論はございません。確かに米回帰であるんですが、長期的に見たら急激に消費がふえることはないと思いますので、手堅い数字なのかなと思います。ただ、私が今回の説明をお聞きして大事なのは減反のことだと思うんです。去年のこの部会とか、ずっと生産調整をどうしようということで一番議論に議論を重ねたと思うんです。ペナルティーを与えるとか、排出権取引のようなことをするとか、結果的にはうまくいかなかったと思うんです｡それはその政策がおかしかったというよりは、減反そのものが限界だと思うんです。作りたいところは作りたいでしょうし。

それで一番思ったのは、やっている皆さんが非常に不幸だと思ったんです。146 ページの参考資料のところで､やっていない人もやっている人も､とやかく言われたくないと｡せっかくこれだけお金をかけてこういった会をしているのに、うまくいっていないということは、私はその減反をこれからどうしていくのかという最終的な帰着点をしっかり示さないと､どなたもが不幸になると思うんです。

昨日、事前の説明を受けたときには、減反廃止ではなくて用途別の作付け、非主食用を含めていろいろなお米をバランスよく作られることが去年からの基本的な方針だというこ

となんですが、裏返せば減反をやめていくということだと私は明示したほうがわかりやすいのではないかと思うんです。産地にとってはショックだと思うんです。

じゃあ、皆さんがバーッとお米をつくるようになったら間違いなく価格は下落するでしょうけれども、仮に 60%つくっていた人が 100%つくった場合の経営収支がどうなるか。あるいは、やめる人も増えるでしょうけれども、今度そこにやる人が増えてきて、結果的には集約化されたり、効率化されたりというメリットもあると思うんです。減反をやめても土づくりを考える経営者は、大豆とか小豆等の輪作をちゃんと考えておられるでしょうから、いろいろなシミュレーションをしてみて、最終的な帰着点を示す必要があるというのが私の考えです。

ただ、長期的に食料が不足するのは明らかなことですので、復田ができるように、水田の維持をされる人に補助金というか、所得補償をするとか、あるいは飼料米とか米粉用の米をつくる人への技術の支援とか、お金を減らすということではなくて、お金の使い方を変えるところまで踏込む必要もあるでしょう。この参考資料を見ていますと、当面の生産調整ということで、多分一時的だと思いますが、どこを目指しているのかを私は早く示したほうが準備ができる生産者が多いんじゃないかと思います。

以上です。

○林部会長　ありがとうございました。

藤岡委員からずっとお話をお聞きしているんですが、まだ御発言のない方でもしございましたら。今井委員どうぞ。

○今井委員　私も今青山委員のおっしゃったとおりだと思います。146 ページの文章を見ると、本当に個人的なわがままなことが理由になっているわけですけれども、個々の言い分は確かにわかるんですが、これを全体で取り組まなければいけないときに、この個人的な非実施者の意見には、ちょっとがっかりです。やはり早めに方向性を示していただきたいと思います。

産地づくり交付金をうまく使っている地域は、将来的にどういう方向でいきたいというところを示すことによってうまく利用しているところがあると思うので、もう少し、国もそうですけれども、地域の自治体等も、この交付金が何年か先にはこういう方向に行きたいのでこういう方向で取り組んでくださいということをもっと全面的にアピールしていってもらいたいと思います。

○林部会長　ありがとうございました。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、ひとまず先ほど藤岡委員からの御意見から始まった中でのいろいろな御指摘、御質問に対してお答えいただけますか。

○枝元計画課長　いろいろ御意見いただきまして、関係の課室長のほうから御説明したいと思います。

まず藤岡委員、あと木村委員からもございましたが、作況指数なり生産量の関係でございます。これについては私どもの統計のほうが担当しております。そのような御意見があったこと、今に始まったことではないんですが、再度伝えたいと思います。やはり現地での実感というか、統計と現場の農家の方、市町村の担当の方、共済の方、そういう方々とのコミュニケーション、先ほどの水田面積の乖離もそうなんですが、そこをきちっとしていくことによって、実感にみんなが納得できる統計ということでやっていく必要があると思っております。

あと政府米の販売につきまして、藤岡委員、木村委員等から価格の問題、試行販売の問題と、あとそもそも論ということがございました。

そもそも論のほうからまいりますと、ルールとかガイドラインができるにこしたことはないと思いますし、例えば私が今の役目を担当してからもこの部会を何回も開いてございますが、できるだけ客観化しようという御議論をいただいたし、やってこようとしました。ただ、現実にはなかなかうまくいっておりません。画一的にルール化するのはなかなか難しいのではないかと思います。

ただ、今の回転備蓄を前提とすると、原則として言うと年産更新を適切にやるということ、ともかく民間流通米の流通に極力影響を与えないことを基本としながら、国民に安定的に供給していくということだろうと思います。それを基本に置きながらできるだけ客観性を持った運用に努めていきたいと思います。例えば去年の７月に、12 分の１ずつ売りますということを決めて、そういうふうにやろうとしましたが、すぐできませんでした。ということもあって、その年々の需給、年々の価格等の中で臨機応変というのも変ですが、国民に対する安定供給を基本に置きながらやっていく必要があると思っております。

試行販売については、試行的にやっていますが、前回、玉をふやして価格が相当下がったりしています。そういうことも踏まえながら、基本は 17 年産の販売、古いものからやっていくというのが政府米の販売でございますので、今の御意見等も踏まえ、また店頭の棚からなくなるというのは、私どもとしてもそんなことはあり得ないというか、そういう

ことが起こらないのが基本でございますので、いろいろな業界、業者さんのほうでどういう状況になっているかを見きわめながら、いろいろな意味で慎重に対応してまいりたいと考えております。

消費との関係については、後ほど流通加工対策室長のほうから幾つかの御説明があるかと思いますが、米粉、飼米等のお話をいろいろな委員の方からいただきました。神田委員から、パンより割高なものではなかなか難しいということ。そういうことも含めた消費者が求めるものということ。大きな意味で福代委員のコストのお話もそういうところに結びつくだろうと思います。また、青山委員からも御指摘等いただいたところでございます。

これについては、参考資料のほうに、米粉とか飼米について問題点を整理したところ、もしくは現状を整理したものがございますので、後ほどお目通しいただきたいと思います。基本的には生産調整とも絡みますが、大ざっぱに言うと６割の水田で主食用のお米はできますので、残った４割の水田をどういうふうに活用するのかというのが、我々にとっても、日本の農業にとっても、また農家の方にとっても最大の課題だろうと思います。これは決して減反ということではなくて、生産を需要のあるところにどういうふうに結びつけるのか、かつそれによって経営をどういうふうに安定させるのか、さらに農家なりの立場からすると、どういうふうに儲けるのかということだろうと思います。

そういう意味では、需要をきちっとつかまえることが一番大事でありまして、そういう意味では米濵委員からも御指摘のあった、マッチングということもそこに絡まってくると思います。例えば米粉ですと、小麦と基本的に競争できる価格。競争できるという意味は、価格がぴったり一緒かどうかは付加価値の問題等あろうかと思いますが、実需が求める米粉、もしくは米粉にするための米は、明らかに現状の主食用の価格では合いません。それははっきりしております。

そういうことからすると、生産の体系、いろいろな技術体系を含めて、コストをきちっと下げていくことが必要です。他方、生産サイド、流通のサイド。日本の場合は米を粉として使うような仕組みではございませんでしたので、そこについては様々な課題がございます。参考資料のほうでもいろいろ整理しております。これらの課題に対して、政策面でどのような支援ができるのかということは、来年度の予算、制度等に向けていろいろと検討をしていきたいと思います。

また、飼米のほうも有名な地域では幾つかやっているんですけれども、いわゆるホールクロップサイレージのほうは相当進んでいますが、飼米という形の取り組みはごく一部の

地域でございます。しかしながら、先ほど御説明したとおり、MA米 60 万トンはアッという間に餌用に売れました。そういう意味ではこの世界は米粉と違ってきちっとした需要はある。ただ、価格差が非常に大きい中で、餌米に向くような多収品種、また粗放的な栽培も含めたできるだけコストをかけないつくり方だとか、そういうことをどこまで追求できるのか。

あと産地づくり交付金などを有効に活用しながら、この餌米を供給して、そこでとれた豚がものすごく高い価格で売れている地域もございます。その餌米を使ってできた畜産製品の需要、またその価格をどういうふうにしていくのか。これは手探りではございますが、日本の水田において米というのは一番合う作物ですので、麦とか、大豆とかなかなかうまくいかない地域も確かにございます。そういうところではこういうものをきちっとやっていきたいと思っております。

とりあえずお答えとしまして、抜けていたらまた後ほど御報告いたします。

○林部会長　ありがとうございました。

○村井需給調整対策室長　需給調整対策室長でございます。

福代委員のほうから、20 年産米の需給調整関係のお話がございました。現時点でも 20 年産米の需給のバランスがどうなのか心配であるというお話がございました。20 年産米の生産調整については、特に目標数量の配分段階、作付けの段階、収穫の段階、それぞれのステージに応じてやるべきことをきちんとやっていくことが大変重要であるという認識のもとに、これまで取り組みを進めてきているところでございまして、そういった考え方のもとに作付け段階での作付け見込みといいますか、そういった数字も新たに公表するということでやらせていただいているところでございます。

ただ、どうしても現時点での数字は不確定な要素もございますし、今日も議論になっていますが、需要の動向がどういうふうになるのか、あるいは作況がどうなるのか、そういったこともいろいろ影響される要素はあります。いずれにしても、現時点で既に各県の申告ベースで過剰作付けが発生している数字が出ていることは事実なので、冒頭の総合食料局長の挨拶の中にもありましたように、我々としては引き続き新規需要米としての契約の締結の促進とか、そういった形で 20 年産米の生産性の実効性の確保については、最後できるところまでやるべきことはやっていくということで取り組んでいきたいと考えております。

そういう中で生産調整未実施者の方に対してどう働きかけるのか、あるいは集荷業者さ

ん等々の方にどう働きかけるのかというお話もございました。現実問題として、流通も自由化されている中で、法的な強制力をもってお願いすることは現実的にも難しいわけですが、そういった中で我々としても、できるだけのことはやっていく、粘り強く取り組んでいくということで、各現場で、各関係機関一体となって進めていきたいと考えております。

生産調整の関係については、計画課長のほうから説明させていただいたとおりでございます。どうしても減反というと単に水稲の作付けを減らすというイメージが先行するわけですが、現在実施している生産調整というのは、あくまでも主食用の米の需要に応じた主食用米としての需給をどうバランスさせていくのかという観点の取り組みでございます。

そういった中で、できるだけ日本の水田に可能な限り水稲を作付けしながら、主食用の需給のバランスを図っていくためには、主食用以外の用途をいかに定着させて、また拡大させていくことができるか、ここが大きなポイントだと我々認識していることは計画課長の説明のとおりでございまして、そういった観点から、これから各般の施策に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○林部会長　ありがとうございました。

続けてお願いします。

○大坪流通加工対策室長　流通加工対策室長の大坪でございます。

先ほど福代委員から、消費の傾向についてお話がありました。特に短期的に需要が増加していることにつき、これをできるだけ長期的につなげていかなければならない、その中で米飯学校給食についてのお話もありました。農水省は、米飯学校給食は、将来の米の消費を支える子供たちに、米の良さ、あるいは日本型食生活の良さをしっかり理解してもらい、身につけてもらう重要な機会だと思っております。

このため、米飯学校給食の普及・定着について、これまでも努力してきたわけですが、今後とも一層文部科学省と連携し努力していきます。実際の米飯学校給食の実施については、学校設置者である各市町村等が決める話で、米飯給食の目標回数についても、文部科学省が週３回という形で決めているところですが、農水省としては、できるだけその目標を多くしてほしいと要請しているところです。

また、学校給食関係者、市町村の教育委員会等に、農政事務所、農政局などから直接米飯給食の良さについて訴えかけ、米飯給食の増加を要請しているところです。栄養職員やＰＴＡの方々にも理解を深めるため、フォーラムとかメニュー講座なども毎年やっていま

す。そういうことで、米飯学校給食については、引き続き一層の普及・定着を図っていきたいと思っています。

それから、米の消費拡大の問題ですが、長期の消費拡大につなげるために、平成 19 年度の 10 月、11 月から、めざましごはんキャンペーンを実行しています。これは朝食の欠食率が年々上がっているということで、全国平均で見ると、10%ぐらいの朝食欠食率があります。特に 20 代、30 代の方は２割、３割の欠食があるということで、これを改善することで、ごはんの消費拡大にもつなげていくよう、食育の一環として取り組んでいます。引き続き、このようなに米の消費拡大に取り組んでいきたいと思っています。

○林部会長　ありがとうございました。

ほかにはよろしいですか。藤岡委員どうぞ。

○藤岡委員　今減反の話が出ていますので、関連なんですが、もう 30 数年来この米の減反政策をやっていますが、先ほどの数字にもあったように今年もまた過剰になるということは、先ほど青山委員からも出ていましたが、米の生産調整という制度そのものが、私はもう無理なんじゃないかと思っています。したがって、同じエネルギーと同じ予算を使うんだとしたら、先ほどから出ているように米粉とか、米粉を使った麺だとか、あるいは今世界的に飼料が非常に高騰し、畜産農家も非常に経営を圧迫されている中で、この飼料用稲にいち早く転換して積極的に取り組むような施策が、私はもっともっと早くからあってほしかったなと思っております。

やはり５年、10 年先を見据えた、米政策は将来こうなるんだという方向性が見えないと、毎年のように転作がどうのこうのという話をやっているようでは、とてもじゃないけど農家も希望は持てない。同じエネルギーと同じ予算を使うとしたら、私は思い切ってそちらのほうにもっと予算の使い方をシフトしたほうがいいと思っています。世界的に今食料が不足している。穀物価格が上がっている。温暖化の影響で気候に非常に不安定な要素がある。そういう中で日本の米というのは、いざというときには主食に切り替えられる。そういう面で私は非常に同じ穀物の中でも日本の米というのは、世界にも最たる食料だと思っています。そういう意味で、麦、大豆も大事なんですけれども、米をもっと別のものに転換する施策が抜本的に考え直す時期にきているのではないかと思っていますので、回答は要らないんですが、その辺のところをよろしくお願いします。

○林部会長　福代委員どうぞ。

○福代委員　生産調整をやめてこれ以上米の価格が下がれば、まず今でもコスト割れぐら

いな状況の中で、米を作る人がいなくなってしまいます。それともう１点、今餌米とか米粉米、新規需要米と言われるものですが、やはり水田は水田で水稲を作付けしていく。多面的機能が水田だけでどのくらいありましたでしょうか。全体では８兆円とも言われる大変な金額の多面的機能を持っています。ですから、できるだけ水田は水田で残しておかなければならないと思います。

今、米粉用の米の価格が主食用の３分の１ぐらいでしょうか。それから、餌米は５分の１か６分の１の価格と聞いております。それだけの価格差があるわけです。作る過程では、作業は同じように行います。ただ、資材等については多少コストを下げることができるかもしれません。これだけの価格差がある中で、きちんといろいろな形の補助的なものがなされているんでしょうか、そこらあたりをお伺いしたいと思います。

○林部会長　今のお話からすれば、確かにそういう価格差はもう厳然としてございます。私が部会長として知っている限りでも、先ほど藤岡委員がおっしゃったように、御飯として食べるだけではなくて、餌米にしろ、米粉はパン、麺という形の米の消費ができないものか。遅すぎた感があるように思われるかもしれませんが、私は農林水産技術会議の委員もやっておりますが、確かに米粉の新しい用途の研究がまだまだ足りません。たんぱく質の含量について、パンならパンにするときにふくらみをどうやって作るか。グルテンを添加するとかそういうことではなくて、品種で何とかならないかとか。そのような研究を進めるために今年から緊急の予算を組みました。あと２年ぐらい研究を進めればもうできるところまで現在進んで、全く今ゼロじゃないんです。これまでやってこなかったというわけではなくて、もうほとんど到達段階まできているので、農林水産省としても研究費をかなり大規模に出して、完成させようという状況です。

だから、全くやってこなかったわけではなくて、そういう芽はあったんですが、ようやくこういう追い風を受けて、食料自給率を上げなければいけない。世界の穀物価格が高騰している中で、国民の皆様がそうした研究にお金を充てることについての御理解を得られつつあるんだろうと思います。

米粉は食べるほうですが、餌米のことに関して言えば、耕作放棄するくらいであれば、そういうところで 100％政府が支援して、食べる米と同じというわけにはとてもいきませんけれども、例えば直播をする、あるいは不耕起栽培するというような非常に省力的な方法で、しかも普通に食べる主食用の米に比べて収穫が２倍、３倍となり、全部ホールクロップサイレージとして使える。これも品種改良がようやく大体、北から南までのその地域

に適した餌米用の米の品種として、技術的にはほぼ終わったところです。これでどこまで頑張れるかということがあるわけですけれども、残念ながら、決定的に大きな阻害要因になっているのは価格差であります。

だからといって、私たちはあきらめないというか、主食用に関して言えば６割しか水田は要らないわけですから、あきらめればお米はつくれなくなってしまう。日本の気候風土に稲作はとても適しているわけですから、稲作を放棄するのはとても残念です。もちろん畑に適しているところもあります。讃岐うどんがあれだけ伝統があるのは、あそこはもともと米が作れなかったから小麦を作っているわけで、そういう地域は面積的にはそんなに広くなくてもかなりの地域があります。

だけど、水田に適しているところが圧倒的に多く、しかも農家の方にお聞きすると、特におじいちゃん、おばあちゃんは、「ほかのものに比べて米づくりは楽なんだ。年とってもできる。」と仰っている。高齢化社会にこんな適した農作物はないし、気候風土的にも合っているし、何としてもお米の主食用の消費拡大、あるいは消費を新しくつくり出すというか、これは農林水産省が全体として頑張っているところですが、残念ながらなかなか追いついていかないということではないかと私は理解しております。

ただ、生産調整をどうするのかという青山委員と今井委員の御意見については、本当に生産調整しなくてもいいという世界になってもらいたいなと思うんですけれども、今それを言えるかどうかというと、かなり難しいところがあるんじゃないかという気もします。これだけ食料が高騰して世界的な食糧問題が起きているときに、何で日本だけ米をつくるのをやめろ、あるいは耕作を放棄するんだと、自給率を高めなければいけないと考えている国民はみんな不思議に思っている。

日本の米づくりにおけるわかりにくさは、耕作放棄と生産調整だと思います。これは何としても将来的にこうでない方向に変えなければなりませんが、今この生産調整がなくなったときに、農業の中心である米づくりが大崩壊を起こす可能性を否定できる方がいたら、ぜひその方策を教えていただければありがたいと思います。以上、部会長として発言させていただきました。

それでは、課長お願いします。

○枝元計画課長　福代委員から御質問いただきましたので御回答いたします。この参考資料の 40 ページを御覧いただければありがたいと思います。３枚ほど資料を御説明いたします。

主に米粉とか餌米の関係で、どういう支援があるのかという御質問でございましたが、価格が 40 ページでございます。主食用については、当然銘柄によって差はありますが、右の一番上ですが、加重平均でトン当たり 24 万円。いわゆる生産調整カウントの加工用米が 16 万円内外ということです。

左のほうに移っていただきまして、中国産のＳＢＳ、米国産が 13 から 15 万円ぐらい。主食用はここと戦うことになるわけです。あと小麦が今７万円です。小麦の売渡価格について、また今後どうしていくかということも考えていく必要がございますが、現状においては、４月から約７万円。これと米粉用のお米は戦うことになります。

右を見ていただきますと、現在は米穀機構の弁済米が、基本的ではございませんが、ふるい下米以外ではこの弁済米が非常に使われておりまして、トン当たり８万円で売られております。これでまだロットが少ないので、政府にかかる経費とかいろいろな経費が小麦粉をつくるよりもまだ高いという現状がございますが、８万円で順調に売れている感じではないかと思います。

あと餌につきましては、輸入とうもろこし価格が３万から４万ぐらいでございます。栄養価の問題がございますので、右のほうに行きますと、飼料用で約４万円の政府売渡価格でございますが、このあたりになるということでございます。

これらの世界でどういう支援があるかということでございます。例えば 54 ページですが、これは宮崎県の国富町のコストも含めたホールクロップサイレージの事例でございます。支援という面から見ると、左の上のほうにありますが、産地づくり交付金、耕畜連携の補助金で 10 アール当たり６万 1000 円。右下の方を見ていただきますと、部会長からございました乾田直播のコストで、このように相当下がっております。当然ながら、こんなにばらばらやっても意味がありませんので、団地化して取り組んでいます。

そういう意味では、このようなコストを下げ、かつ一定の産地づくり交付金等の支援を前提として、少なくとも加工用米ぐらいの価格に農家手取りを実現して生産調整にきちっと取り組んでいます。

最後は 61 ページでございますが、これは餌米のほうでございます。山形県の酒田、平田牧場はお肉を食べられた方もいらっしゃると思いますが、生協さんとかいろいろなところに高級な米でつくった豚ということで非常に高く売れている企業牧場がありまして、そこに酒田等から餌米を供給している状況でございます。

支援の関係だけ申し上げますと、右上のほうにございますが、産地づくり交付金、ＪＡ

なり町の助成、最近これはなくなっていますが、10 アール当たり大体５万円ちょっと。生産者手取りが８万 2000 円。ここについては、一番上の買い入れ価格はトン当たり４万 6000 円になっております。先ほど御説明したとおり、今の一般的な餌米の世界ですとトン当たり４万円ぐらいですので、6000 円ぐらい高く買い取っております。

このような需要ときちっと結びついてできた製品を付加価値をつけて売るというパターン。あと原材料として、小麦なりとうもろこし等と単純に競争してやっていく。その際にコストをきちっと下げていくことが必要ですし、少なくとも何らかの支援がないとなかなか難しいだろうということは、そのとおりでございます。現在、産地づくり交付金等を中心としてやっておりますが、これらについては、部会長からもお話がございましたとおり、食糧自給率、自給力という観点も含めて、次年度の施策等に向けていろいろ検討してまいりたいと思っております。

○林部会長　ありがとうございました。

それでは、ここまで活発な御意見をいただきましたが、そろそろ時間になりましたので閉めたいと思います。御意見のあった点につきましては、11 月に向けて検討していただくとして、本日は、本部会として農林水産大臣から諮問のございました７月に策定する「米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針（案）」の内容を適当と認めてよいかどうかでございます。その旨、決議してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○林部会長　ありがとうございました。

それでは、全員異議なしということで認めます。食料・農業・農村政策審議会令第８条第２項の規定により、議事の決定に必要とされている出席委員の過半数を超えておりますので、本件につきましては、適当と認める旨議決いたします。

また、本部会の議決につきましては、食料・農業・農村政策審議会令第６条第６項及び食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について第２条の規定によりまして、審議会の決議とすることとされておりますので、後ほど食料・農業・農村政策審議会長として、私のほうから農林水産大臣に適当と認める旨の答申をしたいと思います。

その答申案を、ただいま事務局から配布してもらいますので、お目通しをいただきたいと思います。

特に読み上げませんけれども、この案を見ていただいて、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○林部会長　それでは、こういうことで答申をいたします。どうもありがとうございました。

それでは、本日の予定の議事につきましては、すべて終了いたしました。

最後になりますが、本日の議事につきましては、一番最初に申し上げましたように議事録として整理し公開することとしたいと思います。その整理につきましては、恐れ入りますが私に一任させていただけますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○林部会長　ありがとうございます。

それでは、進行を事務局のほうにお返しいたします。

○村井需給調整対策室長　林部会長、どうもありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、御多忙の中、本当に熱心に御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

次回の食糧部会でございますが、次の部会につきましては 11 月の開催を予定しておりますが、具体的な日程につきましては、また皆様の御都合をお伺いした上で調整させていただき、追って御連絡を申し上げたいと思います。

それでは、以上をもちまして、本日の食糧部会は終了させていただきたいと思います。

長時間にわたり、どうもありがとうございました。

閉　　会